- I 業務運営・財務内容等の状況
- (4) その他の業務運営に関する重要事項
- ① 施設設備の整備・活用等に関する目標
- ① 北海道大学の施設長期計画を具現化し、教育研究の成果を上げるとともに、文化性や国際性に豊み、人と環境に優しいエコ・キャンパスを目指して、計画的な施設設備の整備に取り組む。
- ② 既存施設の使用実態の点検・評価に基づき、全学的な有効活用の促進を図る。
- ③ 教育研究のための良好な施設環境の保持と安全性の確保を図るため、予防的な施設の維持管理体制を整備するとともに、資産価値の保全を図る。
- ④ 教育研究の目標を具現化するため、施設の自己点検・評価結果や社会的要請にも配慮しつつ、全学的かつ中長期的視点に立った着実な施設整備を行うことにより、必要となるスペース・機能の確保・充実に努める。

		進		判断理由(計画の実施)		ウュ	:사
中期計画	平成19年度計画	状中期	況 年度	平成19年度までの実施状況	平成20~21年度の実施予定	中期	年度
【72】 ① 施設設備の整備に当たっては、本学のキャンパス・マスタープラン 96 に基づいて着実に取り組むこととするが、同プランについては、作成時以降の財政状況や社会情勢の変化、教育研究の新たな進展による施設需要等を踏まえ、その適切な見直しを図る。				(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 施設設備の整備にあたっては、キャンパス・マスタープラン96に基づき、北キャンパスの土地利用計画の策定や、緑地管理によるエコキャンパスの推進、構内交通動線の整理などを実施した。 ・ キャンパス・マスタープラン96の見直しについては、平成16年度に国内外の大学に関する情報収集を行いながら、社会情勢を反映した施設・キャンパス需要の変化を考慮して問題点の整理を行った。平成17年7月に施設・環境計画室の下にキャンパス・マスタープラン96見直し検討WG(平成18年2月にキャンパス・マスタープラン検討部会に改称)を設置し、キャンパスに隣接した土地購入とこれに伴う北キャンパスの動線計画や構内緑地管理の方針等について検討を行うとともに、キャンパス全体の今後の見直し実施方策をまとめ、平成18年1月の役員会に中間報告した。平成19年3月には、マスタープラン96の基本的骨格を継承しつつ、持続的な発展と施設・環境マネジメントを新たな視点とした「キャンパスマスタープラン2006(案)」を作成した。	・ 「キャンパスマスタープラン2006」に基づき具体的な整備計画を検討する。		

	【72】 ① キャンパス・マスタープラン96については、社会情勢の変化、教育研究の新たな進展による施設需要等を踏まえ、これまでの検討結果を「キャンパス・マスタープラン2006」として取りまとめ、公表する。	Ш	(平成19年度の実施状況) 【72】 ・ 平成19年3月に作成した「キャンパスマスタープラン2006(案)」について、4月に全学説明会を実施するともに、部局からの意見をとりまとめ、修正を行ったうえで「キャンパスマスタープラン2006」として7月の役員会で決定し、9月に公表した。		
【73】 ② 教育研究活動とその基盤となるキャンパス整備を全学的視点から戦略的に展開し、かつ、施設整備に民間資金の導入など新たな整備手法を開拓するための施設マネジメント体制を確立し、施設計画、整備、管理を一元的に行う。	【73】 ② 教育研究活動の基盤となるキャンパ		・ 平成16年4月に施設及び環境の将来計画に関する企画・立案を行う総長室として、「施設・環境計画室」を設置した。施設・環境計画室」を設置した。施設・環境計画室において、施設マネジメント体制のあり方について検討し、施設の品質では、大きなで、大きなで、大きなで、大きなで、大きなで、大きなで、大きなで、大きなで	施設・環境計画室において、施設計画、整備、管理を一元的に行う。 施設マネジメント部会において、全学的視点から中長期的施設整備計画の立案や整備・管理などの検討を引き続き行う。	

	ス環境を全学的視点から適切に確保・活用するため、その企画・計画、整備、管理を一体的に行う施設マネジメント体制により、実施策の検討を引き続き行う。		おり全学的視点から中長期的施設整備計画の 立案とそのための財源の多角的確保の検討を 行った。 ① 建物の老朽化防止・安全対策のための老 朽防止対策経費の検討 ② 病院ESCO事業の契約・工事の実施 ③ 民間企業による創薬基盤技術研究棟の整 備 ④ 本学が所有する土地の処分と寄付による 民間資金を活用した国際交流会館の整備 ⑤ 施設利用状況の検証のための部会メンバ 一による施設有効活用実態調査の実施	
③施設等の有効活用に関する具体的方策 【74】 ・ 既存施設の点検・評価を定期的に実施するとともに、点検手法の開発や評価基準の策定に取り組み、平成18年度中を目途に成案を得る。		Ш	 (平成16~18年度の実施状况概略) ・ 平成16年度に施設の使用実態調査を実施し、全学的な使用状況評価基準等について結果を取りまとめ、中間報告を行った。この報告と、施設情報管理システムに入力された部屋情報により、平成17年度にはほぼ100%の使用状況を把握した。この結果に基づき、文系4学部がそれぞれ管理する講義室・演習室等について、使用実態のデータを分析し、共有化する方策について関係部局との協議に着手した。 ・ 施設の有効活用及びスペースの不公平感を是正するため、施設情報管理システムの入力情報を基にした「スペース・マネジメント」を理学研究院で導入し、平成19年度から各部門等の専用スペースに課金することを決定した。これをモデルケース案として、国立大学法人等建物基準面積算出表に基づく「基準面積」を基にした全学的な評価基準を平成19年度に策定することとした。 	
	【74】 ・ 既存施設の点検・評価を定期的に実施するため、モデルケース案を基に検討を進め、評価基準を策定する。	III	(平成19年度の実施状況) 【74】 ・ 理学研究院で実施した「スペース・マネジメント」をモデルケース案としつつ評価基準を検討し、各組織が実際に使用する面積(現有面積及び貸借面積)から加算面積及び共用スペースを控除した面積を「基準面積」で除して充足率を算出し、これを大学全体の平均充足率と比較することとした。さらに、大学の平均充足率より充足率が高い部局が、充足率が低い部局へ面積超過相当額	

				40/H)	 ٠.
			を支払うスペースチャージ制 (ゼロサム課金) の導入について役員会に提案した。		
【75】 ・ 教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応するため、全学共用スペースの増加に努めその有効活用を図るとともに、教育研究の特性や活性状況に応じた適切なスペース配分を実施するために必要な措置を講ずる。			・ スペースを有効に活用するための基本方針として「スペースマネージメントの目的」を平成16年12月開催の役員会において定めた。この方針に基づき,面積基準策定用の基礎データ収集のために,平成17年1月に全学的に既存施設の使用実態調査を行うとともに,スペースマネージメントの重要性に対する全学的理解を得るため,全部局を対象に「施設マネージメントに関する説明会」を実施した。平成17年度には,公正かつ効果的なスペース配分のため,既存施設の点検評価により,複数の部局毎の運営体制に基づく講義室、実験機室及び共同研究室等で,標準面積の20%を全学共用スペースとして確保することとした「北海道大学の面積基準の策定について」をまとめ,平成17年4月の役員会で了承後,各部局に示した。さらに,平成18年度には共用スペース及び専用スペースの課金制の導入に向けて検討し,平成19年度から理学研究院において課金制を導入することを決定した。	・ 教育研究に必要となるスペース確保について、ゼロサム課金を実施して共用スペースを創出するシステムを確立し、適正かつ効果的にスペースを活用する。	
	【75】 ・ 教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応する適切なスペース配分を実施するため、課金制度の導入等について検討する。	III	(平成19年度の実施状況) 【75】 ・ 平成19年度から理学研究院で課金制を導入した。施設マネジメント部会において、これをモデルケース案としつつ評価基準を検討し、各組織が実際に使用する面積(現有面積及び貸借面積)から加算面積及び共用スペースを控除した面積を、「基準面積」で除して充足率を算出し、これを大学全体の平均充足率と比較することとした。 さらに、大学の平均充足率より充足率が高い部局が、充足率が低い部局へ面積超過相当額を支払うスペースチャージ制(ゼロサム課金)と共用スペースへの課金の、の導入について役員会に提案した。このゼロサム課金と共用スペースへの課金について、平成19年10月の役員会に提案した。・ 情報基盤センターの事務組織変更に伴い、平均的な事務室面積を8㎡/人として再配分した結果、新たに約300㎡の共用スペースを確		

				保した。		
【76】 ・ 講義室・演習室等の共用室は、全学又はブロック内で空間的・時間的に共用化するなどして、共用室の利用率の向上を図る。		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 講義室・演習室等の利用実態を把握するため、平成17年1月及び8月に既存施設の使用実態調査を全学的に行った。 特に、近接する文系4学部がそれぞれ管理する講義室・演習室等について、使用実態のデータを分析するとともに、共用化について関係部局との協議を行い、利用率の向上と予約の煩雑さの解消のため、施設予約管理システムを用いて一元的に管理するための検討を開始した。	・ 講義室・演習室等の共有化 や利用率向上を図るため、ホームページから利用状況を 確認できるようにする。	
	【76】 ・ 講義室・演習室等の共用室は、共用化するためのシステムやルール作りの検討を行い、利用率の向上を図る。		Ш	(平成19年度の実施状況) 【76】 ・ 講義室・演習室等の共有化や利用率の向上を図るため、事務局及び7部局が管理する講義室・演習室等66室を検索できる「施設紹介システム」をホームページに公開し、収容人数や図面等の情報をインターネットを通じて閲覧できるようにした。		
④施設等の維持管理に関する具体的方策【77】教育研究環境を良好に保持するために、予防保全と事後保全との費用対効果を勘案した施設設備の点検・保守・修繕等の基準の作成を行うことにより、施設の劣化を一定水準に抑制し、資産価値の保全を図る。		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 施設設備の点検・保守・維持等の基準作成の基礎資料を収集するため、建築基準法第12条第1項により平成16年度に実施した定期調査を活用し、学内既存施設約71万㎡のうち、124の建物(延べ57万㎡、約80%)の現状を調査し、その結果を取りまとめた。平成17年度には建物簡易調査診断システムを導入し、平成17,18年度に札幌キャンパス及び函館キャンパスの建物178棟(601千㎡)の調査を行い、その結果をとりまとめて施設設備の保全計画を検討する資料とした。	・ 教育研究環境を良好に保持 し,施設の劣化を一定水準に 抑制するための,施設設備の 点検・保守・修繕等の基準及 び保全計画を策定する。	
	【77】 ・ 教育研究環境を良好に保持し,施設の 劣化を一定水準に抑制するために,建物 簡易調査診断の現地調査のデータに基 づき,施設設備の保全計画の検討を行 う。		Ш	(平成19年度の実施状況) 【77】 ・ 平成18年度までに取りまとめた建物簡易調査診断の現地調査のデータに基づき、附属図書館北分館及び低温科学研究所の保全計画の検討を行った。この結果を精査し、平成20年度に基準及び保全計画の策定を行うこととした。		

					7U/H,	 •
【78】 ・ 教育研究環境の安全性を確保するために、施設設備の使用状況に関する点検を定期的に行い、施設設備の改修・補修計画の立案や安全性の確認・指導等を行うための実施体制を整備する。		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 施設設備の使用状況に関する点検については、安全衛生委員会が年間活動計画において施設巡視の実施を定め、計画に基づき、施設保全課による各部局等の安全パトロールを毎月1~2回実施した。巡視の結果、複数の部局等で共通に見受けられた事例をもとに、平成17年度に定期的な点検のための安全衛生チェックリストを作成し、平成18年度からのパトロールで使用して施設の状況を点検した。	・ 安全衛生委員会が定めた年間活動計画に従い、施設設備の使用状況の点検を定期的に実施し、安全性の確認・指導等を行う。	
	【78】 ・ 教育研究環境の安全性を確保するために、施設設備の使用状況に関してチェックリストによる自己点検を行い、安全性の確認・指導等を行うための実施体制を確立する。		Ш	(平成19年度の実施状況) 【78】 ・ 平成18年度に引き続き、札幌キャンパス安全衛生委員会が定めた年間活動計画表に基づき、施設保全課安全パトロール、産業医巡視をそれぞれ14回実施し指導を行った。次年度以降も、年間活動計画に従ってチェックリストによる施設設備の使用状況の点検を定期的に実施することとし、安全性の確認・指導等を行う体制を確立した。		
(3)施設等の整備に関する具体的方策 【79】 ・ 世界水準の大学施設を目指し、教育研究の一層の充実に資するため、建物の老朽・狭隘の解消に努めるとともに、施設設備の安全性やアメニティ等に配慮した施設の再生整備に努める。	【79】 ・ 教育研究の一層の充実に資するため、薬学部の受水槽の更新、獣医学部動物実験室における危機管理対応のためのバックアップ用電源の取設等を行う。また、屋上防水の改修を行い、老朽施設の改善に努める。	Ш	III	(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 建物の老朽・狭隘解消のため医学部(東南棟)(平成16年度),文系(経済学部)研究棟(平成17年度)の改修工事を行うとともに,病院歯科診療センター・総合博物館・工学研究科大講義棟の屋上防水工事などを実施した。また,設備の安全確保のため病院・歯科診療センター空調設備改修等工事,工学部応物棟・衛生棟等の分電盤改修工事と防火戸改修工事を実施した。 (平成19年度の実施状況) 【79】 ・ 施設費交付事業として,薬学部の受水槽補修,獣医学部動物実験室停電対応電気設備及び情報基盤センター(北館),附属図書館の屋上防水の改修を行い,老朽改善・設備の安全確保を実施した。 ・ 安全で良好な学修環境を整えるため,老朽化した高等教育機能開発総合センターS講義棟の一部を改修した。	 施設の老朽解消のため地球環境科学研究院実験研究棟の屋上防水改修工事を行う。 施設の安全性確保のため老朽化している北方生物圏園の囲障等改修工事を行う。 設備の安全性確保のため圏園の囲障等改修工事を行う。 設備の安全性確保のため獣医学研究科の飲料水用濾過装置瀬材改修及び雑用水塊。 平成19年度に引き続き教育研究の一層の充実に資用を必に高等教育機能開発総合センターS講義棟等改修工事を行う。 	

【80】 ・ 学術研究の高度化と優れた研究者の養成、教育研究を通じた国際貢献を目指す大学院重点化に必要となるスペースの確保・整備充実に努める。	【80】 ・ 大学院重点化に必要となるスペースの確保・整備充実に努めるため、工学研究科・文学研究科等で改築・改修整備工事を実施する。		II	(平成16~18年度の実施状況側格) ・ 優れた大学院学生及び若手研究者の養成を目的とした大学院重点化に必要なスペースを確保するため,以下のとおり整備を行った。・ 先端的な生命科学や高度先進医療の教育研究を推進するとともに、スペースの見直しや再配置を行った。(平成16年度)・ 水産・海洋の先端的・独創的研究を推進するともに、カースの見直しや再配置を行った。(平成16年度)・ 水産・海洋の先端的・独創的研究を推進するともに先駆的な学術研究を担う人材育成を目指して、プロジェクト研究や共同研究などにフレキシブルな運用を可能とする「オープンラボ」を備えたマリンサイエンス創成研究棟を函館キャンパスに新営整備した。(平成17年度)・ 人材養成機能を重視した基盤的施設の整備のため、経済学部研究棟(平成17年度),法学部研究棟(平成18年度)を改修し、老利とした施設の再生工事を行うとともに、教員室の集約やスペースの再配置を行った。 (平成19年度の実施状況) 【80】 ・ 大学院重点化に必要となるスペースの確保のため、文学研究科、薬学部等で研究棟の改築・改修整備工事を実施し、また、工学研究科では共用実験棟(R2 2,330㎡)の改築工事に着手した。	 大学院重点化に必要となるスペースの確保・整備充実に努めるため、次の事業を実施する。 ①理学研究院研究棟(3号館)改修工事(機能改修、耐震補強) ②歯学研究科研究棟(D棟)改修工事(機能改修、耐震補強) ③医学研究科研究棟(中研究棟)改修工事(機能改修、耐震補強) 	
【81】 ・ ライフサイエンス・情報通信 ・環境・ナノテクノロジーなど の卓越した研究拠点を形成する スペースの確保・整備充実に努 める。		Ш		(平成16~18年度の実施状況関係) ・ ライフサイエンスの卓越した研究拠点として、大学院先端生命科学研究院を平成18年4月に設置した。これに伴い、新たな研究領域である生物分子ネットワーク解析科学、細胞膜分子科学、生物情報伝達科学分野の新規採用教員の研究室を次世代ポストゲノム棟オープンラボラトリーに確保し、重点配分経費により基盤整備した。また、人獣共通感染症の克服をめざす「人獣共通感染症リサーチセンター」を平成17年4月に設置した。これに伴い、平成18年度に施設整備費補助事業として新営工事に着手したが、教育研究部門のスペース増設(1,200㎡)を重点配分経費により措置し、卓越した研究	・ 耐震補強・老朽化対策等に よる建物改修をとおしてスペース確保,機能の見直しを 行い,卓越した研究拠点を形 成するスペース確保に努め る。	

				を支える基盤を一層充実させた。		
	【81】 ・ ライフサイエンスの卓越した研究拠点として整備される「人獣共通感染症リサーチセンター」を平成19年度に完成させ、世界水準の独創的・先端的な実験研究施設として稼働させる。			(平成19年度の実施状況) 【81】 ・ 施設整備費補助事業として平成18年度に着手した人獣共通感染症リサーチセンター新営工事を平成19年9月に完成させ、世界水準の独創的・先進的な実験研究施設として稼働した。 ・ 新たな機能材料の開発や、プロジェクト研究を行うため、「北キャンパス総合研究棟5号館(電子科学研究所)」新営工事(R55,290㎡)に着手した。 ・ 全国共同利用の研究所として寒冷圏及び低温条件下の自然現象に関する研究拠点である低温科学研究所の研究棟について、耐震補強及び老朽改善の改修工事を行った。		
【82】 ・ 北海道大学病院において,先端的な医療を実践する拠点を形成するとともに,経営の健全化に資するために必要となるスペースの確保・整備充実に努める。		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 経費面・診療面の効率化, リスクマネジメント, 患者サービスの向上を図るため, 医科と別棟となっていた歯科病棟を医科病棟に統合することとし, 平成18年5月に歯科病棟を移転した。また, 移転・統合を機に各診療科が共通的に使用できる「共通病床」を設置し, 病床の効率化を図った。 ・ 病院給食調理施設を重点配分経費により新営することとし, 平成18年度に設置場所, 厨房方式等の基本方針を検討し, 実施設計を進めた。平成19年3月に病院給食調理施設新営その他工事の契約を行った。	外来診療棟の増築計画の検 討を行う。	
	【82】 ・ 先端的医療の提供とともに,最大限に安全と安心を提供するため,平成19年度に新給食調理施設を稼働させる。		Ш	(平成19年度の実施状況) 【82】 ・ 病院給食調理施設 (2階建 1,710㎡)を平成19年12月に完成させ、稼働を開始した。新施設の建設にあたっては、厨房方式を従来の湿式から乾式に変えるとともに、空調への負担も少なく省エネ効果のあるオール電化(一部蒸気使用)を採用し、安全・安心な食事の提供と、作業環境に優しい施設となるよう配慮した。		
【83】 ・ 法科大学院など専門職大学院 の設置に伴い,必要となるスペ		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 平成16年度に法科大学院,平成17年度に会計専門職大学院及び公共政策大学院を設置	・ 法科大学院などの専門職大 学院の適切な教育環境を保	

一スの確保・整備充実に努める。	【83】 ・ 法科大学院などの専門職大学院の適切な教育環境を保持するため、必要なスペースの確保に引き続き努める。		Ш	し、必要となるスペースを以下のとおり順次確保・整備した。 ・ 附属図書館の一部を改修し法科大学院の演習室等と公共政策大学院の教員研究室、演習室等を確保した。(平成16年度) ・ 施設整備費補助事業で文系共用棟新営工事を実施し、法科大学院、公共政策大学院、会計専門職大学院の学生演習室を確保した。(平成17年度) ・ 施設整備費補助事業(補正事業)で研究棟改修(文系)を実施し、法科大学院の教員研究室、院生演習室を確保した。(平成18年度) (平成19年度の実施状況) [83] ・ 既存の講義室の集約化により法科大学院の院生自習室233㎡を確保した。	持するため、必要なスペースの確保に引き続き努める。	
【84】 ・ 21世紀に相応しい全学規模の高度情報化アカデミックキャンパスの実現を図るため、情報基盤センター及び附属図書館の電子化、利便性の向上、蔵書数の増加に対応するスペースの確保・整備充実に努める。				(平成16~18年度の実施状況概略) ・情報基盤センターにおいては、スーパーコンピューターの更新に合わせて、適切な稼働環境を確保するために必要な空調設備システムを更新整備した。(平成17, 18年度) ・附属図書館においては、蔵書スペース確保を主とした本館改修工事を実施した(平成17, 18年度)。また、老朽化が進んでいた北分館内部の改修を総長重点配分経費により実施し、快適な学習環境を整備した。(平成17年度)	・ 高度情報化アカデミックキャンパスの更なる実現を図るため、附属図書館本館の再生計画の検討を進める。検討に当たっては、以下について考慮する。 ・ 老朽化した建物の耐震性の確保及び安全・安心な教育研究支援環境の再生 ・ 蔵書スペースの確保	
	【84】 ・ 高度情報化アカデミックキャンパスの実現を図るため、施設の安全・安心整備として、情報基盤センター及び附属図書館での耐震補強・屋上防水・バリアフリー化の改修工事を行う。		Ш	(平成19年度の実施状況) 【84】 ・情報メディアを活用した教育・研究支援機能を強化するため、情報基盤センター(南館)及び附属図書館北分館の耐震補強・屋上防水工事等を実施するとともに、あわせて利用者の利便性向上のためバリアフリーに対応する改修工事を行った。	・ 適切なスペース配分による 蔵書スペースの確保,施設管 理の向上及び利用者へのサー ビスアップ ・ 高度な情報を容易に活用で きる施設	
【85】 ・ 高い資質を備えた医療技術専門職,教育者及び研究者を育成することを目標として行われる,医療技術短期大学部の廃止・保健学科への移行により必要となるスペースの確保・整備充		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 医療技術短期大学部の廃止・保健学科への移行(3年制から4年制へ)により必要となったスペースは、医療技術短期大学部校舎の改修・整備を逐次行い、確保した。また、同短期大学部が平成19年3月をもって廃止となることに伴い、医療技術短期大学部の校舎を改	・ 医学部保健学科に加え,大学院保健科学院・保健科学研究院の整備に伴い必要となる面積等を考慮し,教育研究環境の充実に向けて具体的な計画を検討する。	

北海道大学

実に努める。				修する全体的な計画を策定した。		
	【85】医学部保健学科のスペースの確保のための検討を引き続き行う。		Ш	(平成19年度の実施状況) 【85】 ・ 医学部保健学科のスペースは、旧医療技術短期大学部の校舎を使用することで対応した。また、平成20年度の大学院保健科学院・保健科学研究院の新設に伴い必要となるスペースについても既存建物内に確保した。		
【86】 ・ 世界に開かれた大学を目指し、外国人研究者や留学生の教育研究環境や生活環境を向上させるために必要となるスペースの確保・整備充実に努める。	【86-1】 ・ 外国人研究者や留学生の教育研究環境や生活環境を向上させるために必要となるスペースを確保する。 【86-2】 ・ 老朽化した留学生会館の再生整備等,留学生の生活環境整備について引き続き検討を行う。		IV IV	・ 留学生の教育研究・居住環境を改善するため、留学生会館改築の方策等について、銀行借入れ・寄付等民間資金活用も含めて多様な検討を行った結果、本学が所有する土地の処分と寄付による民間資金活用により実施することとし、平成18年度に整備計画を策定した。また、職員単身用宿舎に裁算等を行うともに、留学生用宿舎の現状を勘ので名ととし、平成19年度で表別である。また、職員単身に基づき、特に不必のの宿舎整備方針」を策定した。同方針に基づき、特に不足員用独身寮を有効活用して、超学生等の単身用宿舎(86戸)に基づきに対した職員用を進めた。 (平成19年度の実施状況) 【86-1】・ 老朽化した職員用独身寮を全面改修し南新川国際交流会館(86戸)として平成20年1月に使用開始した。 【86-2】・ 老朽化した留学生会館を整備するため、本学が所有する土地の処分と寄付による民間資金活用により桑園国際交流会館(R5 1,191㎡・47戸)を平成20年3月に新営した。・ 以上のとおり、老朽化した職員用独身寮の全面改修によるスペース確保に加えて、大田ではより国際交流会館を新営した。・ 以上のとおり、老朽化した職員用独身寮の全面改修によるスペース確保に加えて、大田では、まり国際交流会館を新営した。・ 以上のとおり、老朽化した職員用独身寮の全面改修によるスペース確保に加えて、大田では、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で	・ 外国人研究者や留学生の教育研究環境や生活環境を向上させるために必要となるスペースの確保・整備充実のための検討をさらに行う。	
【87】 ・ 学部学生の正課授業及び課外 の体育活動の充実のための体育		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 学部学生の正課授業及び課外の体育活動充実のための体育施設や, 快適な学生生活を支	屋外体育施設における正課 授業のための更衣施設を整	

施設や、快適な学生生活を支えるための福利厚生施設等の再生整備に努める。	【87】 ・ 体育施設及び福利厚生施設等の再生整 備に努める。		Ш	えるための福利厚生施設の再生整備については、総長が重点課題と位置づけて選定した「重点配分経費」の事業として以下のとおり実施した。 ・ 陸上競技場の整備、スポーツトレーニングセンターの宿泊棟サッシ入替を行った。(平成17年度) ・ 小体育館及び第一体育館ステージの床補修、サッカーラグビー場の整備、サークル会館電話設備更新を行った。(平成17年度) ・ 老朽化した弓道場の改築整備を一部寄付金を利用して実施した。また、屋外テニスコートの改修を行った。(平成18年度) (平成19年度の実施状況) [87] ・ 体育施設の再生整備として体育教員室の改修・増築を行った。また、体育正課授業のための更衣室建設の実施計画をたてた。 ・ 福利厚生施設の再生整備としてクラーク会館のトイレ改修、高等教育機能開発総合センター中講義室のトイレの全面改修を行った。	備する。		
【88】 ・ 北方生物圏フィールド科学センターに附属する地方施設について、本学の特色であるフィールドを利用した教育研究の更なる推進のため、老朽化した施設の再生整備に努める。	【88】 ・ 北方生物圏フィールド科学センターに 附属する中川研究林庁舎は配管改修を、 静内研究牧場では肥育舎の改築を実施 し、老朽化した施設・設備の再生整備に 努める。	Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 本学の特色であるフィールドを利用した教育研究の更なる推進のため、北方生物圏フィールド科学センターに附属する地方施設について、老朽化した施設の再生整備を以下のとおり実施した。 ・ 苫小牧研究林森林資料館外壁改修その他工事(平成16年度)。 ・ 雨竜研究林製材工場屋根葺き替え、七飯淡水実験所高圧受変電設備改修等6件の改修工事(平成17年度)。 (平成19年度の実施状況) [88] ・ 北方生物圏フィールド科学センターに附属する厚岸臨海実験所宿泊棟改修工事、中川研究林庁舎配管等改修工事、静内研究牧場肥育舎等新営工事を実施し、老朽化した施設・設備の再生整備を行った。	・ 北方生物圏フィールド科学 センターに附属する静内研 究牧場の繁殖舎の改修を実 施し、老朽化した施設・設備 の再生整備に努める。		7
【89】 ・ キャンパスの環境保全, バリアフリー対策, 構内交通動線の整備, インフラ設備の更新等基		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ キャンパスの緑地・景観の保全と安全保持の観点から、札幌キャンパスを数種の緑地管理ゾーン(安全性に重点を置くゾーン、自然	・ 北キャンパスの道路及び下 水道整備等は新営建物の計 画とともに順次進める。		1

 ・	幹環境整備の充実に努める。		
		の特性に応じた樹木の維持管理方法を策定し、実施した。また、平成16年9月の台風で被害を受けたポブラ並木について、卒業生、北海道内外の一般市民からの寄付、民間木工関係者、北海道庁等のボランティア等の支援を得て再生事業を実施した。 ・ 札幌キャンパスの環境保全事業の一環として、学生、教職員及び市民ボランティアが参加して構内清掃を行う「キャンパス・クリーン・デー」を毎年度実施した。 ・ 平成17年度にキャンパスをいくつかのゾーンに区分し、それぞれの位置付けに応じて異なる方法で管理することとした緑地管理区域を定めて、適切に樹木管理などを行うものとした。 ・ バリアラグ付金)で以下の事業を実施した。 ・ バリア首交付金)で以下の事業を実施した。 ・ バリア首交付金)で以下の事業を実施した。 ・ がり アリー対策として総長室重点配分経費(運営交付金)で以下の事業を実施した。 ・ がり アリー対策として総長室重点配分経費(運営資付金)で以下の事業を実施した。 ・ がり アルコーク設置(保健管理センター)・ (外間と別の機能と関係を開発を開設と、事務局) (別にのより、事務局) (別にのより、	

北海道大学

	【89-1】 ・ 学生等のキャンパスライフの充実を図るバリアフリー対策は,屋外整備について実施することに努める。			棟・文学部・電子科学研究所などのガス漏れ 危険箇所の改修工事を実施し安全の確保をし た。また、水産科学研究科のさく井設備新設 工事を実施した。 (平成19年度の実施状況) 【89-1】 ・ 屋外のバリアフリー対策として以下の事業 を実施した。 ①玄関前スロープロードヒーティング整 備、身障者用駐車場の整備(理学部) ②玄関前ロードヒーティング整備(工学部) また、建物のバリアフリー対策として以下 の事業を実施した。 ①多目的トイレ設置(エンレイソウ) ②自動ドア設置(水産学部) 【89-2】		
	・ 北キャンパスの交通動線計画の検討を 行う。		ш	・ 北キャンパス土地利用計画に基づき,北20 条門周辺の道路,下水道整備等の実施計画を 進めた。		
【90】 ・ 民間資金の円滑な受入れによる効果的・効率的な施設整備を行うため、環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業をPFI事業として確実に推進する。		Ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ PFI事業である環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業は、平成16年度に入札を実施して落札者を決定し、平成17年12月からI期改修工事を開始、平成18年度までにⅢ期改修工事を完了した。全体の工事進捗状況は、当初工程どおり順調に進んだ。	・ PFI事業である環境資源 バイオサイエンス研究棟改 修施設整備等事業は、VI期改 修工事を行い、平成20年9月 に全ての改修工事を完了さ せる。	
	【90】 ・ PFI事業の環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業は引き続きIV・V期の改修工事を実施する。		III	(平成19年度の実施状況) 【90】 ・ PFI事業の環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業はIV期改修工事を平成19年9月, V期改修工事を平成20年3月に完了した。全体の工事進捗状況は当初工程どおり順調に進んでいる。		
				ウェイト小計		

- I 業務運営・財務内容等の状況
- (4) その他の業務運営に関する重要事項
- ② 安全管理に関する目標

学生や職員の安全確保及び防災・防犯対策を強化するため、全学的な管理体制の充実・整備等必要な方策を推進する。

中期目標

		進揚	长	判断理由(計画の実施)	 \(沉等)	ウュ	r/ŀ
中期計画	平成19年度計画	1 1	年度	平成19年度までの実施状況	平成20~21年度の実施予定	中期	年度
①労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【91】 ・ 労働安全衛生法、PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)等を踏まえた化学物質、毒物・劇物、危険物等の適切な保管、取扱、処分・廃棄を行うため、全学的な管理体制を確立する。		IV		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 労働安全衛生法を踏まえた安全管理については、安全衛生委員会を中心に、次のとおり計画(P)、実施(D)、評価(C)、改善(A)のマネジメントサイクルを循環させることにより、組織的・継続的に実施した。 ① 年間の安全衛生管理計画を定めた(P)。② 会議、講習会、安全教育、職場巡視を行った(D)。 ③ 巡視や法定検査等の結果をもとに、改善指導を行った(C)。 ④ 年間活動結果を評価し、次年の活動計画を見直した(A)。また、これらの活動を効率的に進めるため、平成16年度に「労働安全マネジメントシステム」の導入を開始し、安全衛生管理計画に基づく巡視やパトロール、安全教育等の実施報告や、委員会議事録、活動計画の閲覧を行うソフトウェアを構築し、活用した。 ・ 全学的な化学物質管理については、平成16年8月に定めた「化学物質自主管理マニュアル」に基づき、安全衛生委員会及び化学物質の安全管理に関する支援・指導を行う環境保全センター運営委員会を中心に、「化学物質の在庫や使用履歴の管理を行うこととした。特にPRTR法等対象化学物質の排出移動量の調査は、同システムを利用して毎年度実施した。	システムの運用について、安全衛生委員会を中心に、計画、実施、評価、改善のマネジメントサイクル(PDCA)を実施する。 ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの中の報告書ツールを活用し労働安全衛生情報の掲示を行う。 ・ 部局の化学物質担当者を集めた講習会を開催する。 ・ 部局主催の化学物質管理講習会の開催を促し、支援を行う。 ・ 部局における化学物質管理状況把握のための立入調査を実施する。		

		理するため、平成17年度に「国立大学法人北 道大学毒物及び劇物管理要項」を改訂し、こ らについても同システムを用いて管理する ととした。 さらに、同システムの利用率向上のため、平 16年度に利用状況調査を行うとともに、同シ テムの機能向上のためのカスタマイズやマ ュアルの整備、システム操作説明会を毎年度 施した。 化学物質に関する管理マニュアル「化学薬品 取扱い」を17年度に作成するとともに、有害 液収集ルール説明会や環境保全センター講 会などを開催して、教職員・学生に対し薬品 び廃液取扱方法の周知に努めた。	使用ワーキンググループ」 おいて,放射線施設のあり 及び放射性同位元素等の 理・運用について引き続き 計を行う。	
【91-1】 ・ 労働安全衛生法を踏まえた安全管理を 組織的、継続的に実施するため、労働安 全衛生マネジメントシステムの運用を 引き続き行う。	Г	219年度の実施状況) [-1] [計働安全衛生マネジメントシステムの運用にいて,安全衛生委員会を中心に,計画,実施,活価,改善のマネジメントサイクル(PDCA) [計一次のとおり実施した。] 年間の安全衛生管理計画を定め(P),会議。「経過では、安全教育、職場巡視を行った。(D)巡視や法定検査等の結果をもとに,改善指導行った。(C) 年間活動結果を評価し,次年の活動計画を見ました。(A) 「計画を全衛生マネジメントシステムの中の報き、「大会衛生では、「大学理活動計画にない。」 「大会衛生でする。」「大管理活動計画にない。「安全教育実施状況報告」,「防火管理活動計画にないる「安全教育実施状況報告」,「防火管理活動活動に、「安全監督者の職場巡視報話」を行うとともに、情報発信として「委員会等」「な行うとともに、情報発信として「委員会等」「大会監督者の職場の、「月別」「大会」「大会」「大会」「大会」「大会」「大会」「大会」「大会」「大会」「大会		
【91-2】 ・ PRTR法等を踏まえ, 化学物質等管理システムの運用・改善を含む全学的な管理体制を確立するための検討を引き続き行う。	T	-2】 -2】 環境保全センター運営委員会(平成19年6月 10月)などにおいて,化学物質等管理システ の機能向上のため,カスタマイズ(購入履歴 京、指定数量計算結果出力,ビン重量入力) 実施するとともに,高圧ガス入力についての スタマイズについて検討した。 (ビ学物質等管理システムを利用してPRTR		}

	【91-3】 ・ 放射性同位元素等の管理については、アイソトープ総合センターを中心とした安全管理を強化し、放射性同位元素の適切な利用、施設の効率的利用について検討を行う。		 法特定化学物質調査を平成19年4月に行った。 ・ 化学物質等管理システムの操作説明会を3回行った。また研究室からの依頼に基づき研究室での説明を行った。平成19年度までに同システムの利用率は化学物質を取り扱う研究室の90%程度になった。 ・ 消防法による危険物の学内保有状況及び化学物質の管理体制について調査を実施した。 ・ 化学物質の下水道排出事故への対応や連絡体制について学内に通知するとともに、全学を対象とした講習会を1回開催したほか、部局ごとに開催した。 ・ 有害廃液収集ルール説明会を2回,環境保全センター講習会を2回開催したほか、部局ごとに開催した。 ・ 有害廃液収集ルール説明会を2回,環境保全センター講習会を2回開催したほか、新局ごとに開催した。 ・ 月害廃液収集ルール説明会を2回,環境保全センター講習会を2回開催したほか、新局ごとに開催した。 ・ 以上のとおり、安全衛生委員会を中心に安全管理のマネジメントサイクルを循環させるとともに、PRTR法対象物質の排出量把握のみならず、毒物・劇物をはじめとする化学物質の管理についても化学物質等管理システムを活用して実施していると判断する。 【91-3】 ・ アイソトープ総合センターに、平成19年7月1日付けでRIの安全管理に係る専門的知見を有するRIの安全管理に係る専門的知見を有する限」の安全管理に係る専門的知見を対するRIの安全管理に係る専門的知見を対するRIの安全で開発を配置し、サルテーション、全学的な放射線施設等の点検調でのより対象を発出を記述ともに、今後の北海道大学における放射線施設のあり方及び放射性同位元素等の管理・運用について検討する「下限数量以下使用ワーキンググループ」を平成19年10月に設置した。			-
②学生等の安全確保に関する具体的方策 【92】 ・ 学生や職員の安全確保のため,施設設備の安全点検を定期的に実施するとともに,実験時における事故防止等に役立てるための安全管理マニュアルの充実とその活用を図る。		Ш	(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 安全衛生委員会において、労働安全衛生法により策定した安全衛生管理活動計画に基づき、①産業医巡視、②教育・研究環境の安全パトロール、③安全監督者パトロール、④防火管理者パトロールを実施した(毎年度)。・ 法令で定められている実験室等の作業環境測定(有機溶剤・特定化学物質・放射線等)を実施し、改善を要する事項については改善した(毎年度実施)。また、局所排気装置等の自主	・ 施設設備の安全点検を定期 的に実施するとともに、安全 教育の実施に際し安全管理 マニュアルの活用を図る。		

	【92】 ・ 学生や教職員の安全確保のため、引き続き施設設備の安全点検を定期的に実施し、安全管理マニュアルの充実と活用に努める。		Ш	点検を徹底するため、平成18年度から点検実施数の報告を各部局に求めた。 ・教育・研究環境における事故を防ぐため、防災・防火対策や危険物・化学物質の取扱等について説明した「安全の手引」の和文版・英文版をそれぞれ作成した(平成16年度)。また、安全教育に活用するため、「安全の手引」の要約版として、パワーポイントソフトを使用した音声入りの資料を作成した(平成17年度)。さらに、化学物質に関する管理マニュアル「化学薬品の取扱い」を17年度に作成するとともに、これについても、パワーポイントソフトを使用した音声入りの資料を作成し、安全管理マニュアルの充実と活用に努めた。 「平成19年度の実施状況) 【92】 ・実験室等の局所排気装置等の自主定期点検を徹底するため、点検を行うよう通知した。 ・実験室等の作業環境測定(有機溶剤・特定化学物質・放射線等)を実施し、その結果、改善を要する事項については改善した。 ・平成19年度から、4~5月、10月を本学の安全教育月間と定め、「安全の手引」及び「化学薬品の取扱いについて」CD-ROM版を各部局に配付して、これらを活用した安全教育を実施した。			
【93】 ・ 全学的な防災・防犯管理体制を確立するとともに、施設設備に関連する防災計画として、防災マップ及びキャンパス内における危険箇所・建物等のハザードマップを平成17年度中を目途に作成する。		ш		(平成16~18年度の実施状況概略) ・ 全学的な防災・防犯管理体制については、危機管理担当の理事(副学長)を置き、有事の際の速やかな連絡体制とともに必要な措置を講ずることとしたほか、施設、財務、病院、知的財産、防災、危険物の取扱いなど、様々な分野におけるリスク管理についても、担当理事、全学委員会、専門委員会及び事務局各課等を中心に管理を行った。また、大規模な災害等の発生時には、災害対策本部を設置して対応することとしており、平成18年度に「北海道大学災害対策要項」の改正を行った。 ・ 平成16年度に行った札幌キャンパスの危険箇所や建物等の現状調査をもとに、大学構内の危険箇所を表示したハザードマップ(危険物等配置図、洪水ハザードマップ等)及び防災マップ(避難場所、ゲートマップ、消防設備、耐震建物等)を平成18年3月に「札幌キャンパス防災	防災マップ・ハザードマップを随時バージョンアップする。		

	【93】 (平成19年度は年度計画なし)		マップ報告書」としてとりまとめた。 この内容の公表については札幌市の危機管 理室と協議を行ったうえで、同報告書に基づき 作成した「防災マップ」を平成18年7月にホームページで学内に公表し、その後も必要に応じ て情報を更新した。 函館キャンパスについても、平成19年3月に 「函館キャンパス防災マップ報告書」をとりま とめた。 (平成19年度の実施状況) 【93】 ・ 函館キャンパス防災マップを作成し、平成19			
【94】 ・ 災害に対するキャンパス内のインフラ設備を強化するとともに、学生や職員等の避難通路、一時的避難場所及び災害復旧拠点を整備するなど、安全なキャンパス環境の実現に努める。	【94】 ・ 災害等に対応できる安全なキャンパス環境の構築に向けて、必要な機能とその整備手順等について引き続き検討する。		年5月に学内に公表した。 (平成16~18年度の実施状況関係) ・ 大規模災害が発生した場合を想定して、札幌キャンパスに安全確保のための緊急避難場所3カ所を指定するとともに、同キャンパスの教職員・学生等を対象に、有事の際の安否確認に供するため「災害発生時の安否確認携帯カード」を作成し、全員に配布した。 ・ 平成17年度には、大学構内の危険箇所を表示したハザードマップ(危険物等配置図、洪水ハザードマップ等)及び防災マップ(避難場所、がートマップ、消防設備、耐震建物等)を「札幌キャンパス防災マップ報告書」としてとりまとめ、その内容に基づき作成した「防災マップ」を平成18年7月にホームページで学内に公表した。その後も必要に応じ情報を更新した。また、18年度にはAED(自動体外式除細動器)を20台設置し、その位置を「防災マップ」に記載して、緊急時に対応できるようにした。・ インフラ設備については、ガス漏れの恐れのある施設の改修工事を平成16年度から順次実施し、機能改善を図った。「中期計画【89】の『計画の進捗状況』参照」 (平成19年度の実施状況) 【94】 ・ 災害時の安全を確保するため、札幌キャンパスに加え、新たに函館キャンパスについても函館市指定の避難場所、緊急避難場所の位置及びキャンパス内道路など避難の手助けとなる情	 災害時の安全を確保するため、キャンパス内の現状のインフラ図(電気・ガス・水道など)を作成し、安全なキャンパス環境づくりを行う。 函館キャンパスの埋設ガス管(ねずみ鋳鉄管)の取り替え検討を行う。 各部局で個別に対応している危機管理体制について、事務局組織において包括的な危機管理を担いうる体制を整備する。 		

北海道大学

			した。 また、AED (自動体外式除細動器) については札幌キャンパスに27台、函館キャンパスに2台、大滝セミナーハウスに1台設置して緊急時に対応できるようにした。			
【95】 ・ 既存建物の耐震診断を計画的に推進し、新耐震基準に合致する耐震改修の促進に努める。			(平成16~18年度の実施状況関係) ・ 既存建物の耐震診断を計画的に進めるため、平成16年度に診断対象とする建物やその優先度などを検討したうえで、全学的な耐震診断実施計画を策定した。この計画に基づいて平成16年度から順次耐震診断を実施した。平成18年度には、重点配分経費を活用して未診断であった59棟の耐震診断を実施した結果、教育・研究施設については耐震診断が完了した。また、経済学部研究棟(平成17年度)、法学部研究棟(平成18年度)について、新耐震基準に合致する耐震改修を実施した。	 平成18年度に実施した耐震診断の結果に基づき,理学研究院研究棟(3号館),歯学研究科研究棟(D棟),医学研究科研究棟(中研究棟),教育学部研究棟,スラブ研究センターについて耐震補強改修を行う。 さらに農学部特別実験室、工学研究科開発科学実験施設、工学研究科質ではませかが 		
	【95】 ・ 平成18年度に実施した耐震診断の結果に基づき、優先度を考慮した耐震補強改修の促進に努める。	ш	(平成19年度の実施状況) 【95】 ・ 平成18年度までに実施した耐震診断に基づき、優先度を考慮した結果、下記建物について耐震改修を実施した。 ①文学部研究棟の耐震補強を含む改修工事 ②医学研究科研究棟(東北棟)及び(北棟)の耐震補強を含む改修工事 ③低温科学研究所研究棟の耐震補強を含む改修工事 ④附属図書館北分館の耐震補強を含む改修工事 ⑤情報基盤センター(南館)の耐震補強を含む改修工事 ⑤クラーク会館の耐震補強を含む改修工事 ⑥クラーク会館の耐震補強を含む改修工事 ①工学部研究棟(PQR棟)の耐震補強を含む改修工事 また、教育・研究施設以外の建物については、職員宿舎17棟と文化財施設24棟の耐震診断を実施した。	(L棟) について耐震補強改 修を行う。		
			ウェイト小計			
			ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16~18事業年度】

1. 環境への配慮

本学札幌キャンパスは札幌市街の中央に位置するにもかかわらず、日本では例を見ない自然環境が残され、それは札幌観光の拠点となっているほどである。その環境整備のため、平成8年に作成された「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」の主旨に基づいて、法人化前においては施設・環境委員会がキャンパス内の樹木管理マニュアルの作成、樹木の管理体制に係るモニター制度創設、危険樹木の伐採・補強などを実行してきた。この環境整備事業は総長室の一つである施設・環境計画室に引き継がれ、強化された。平成16年度には施設・環境計画室の下に「エコ・キャンパスWG」が設置され、キャンパスのゾーニング計画、樹木管理マニュアル・芝生管理マニュアルの見直し、ポプラ並木の補植計画等を検討した。

こうした環境整備事業の例として、サクシュコトニ川の再生事業が挙げられる。 これはキャンパス内を流れる同川を今後のキャンパス環境を形成する特徴的資源と して位置づけたもので、本学創基125周年(平成13年)に再生工事を開始し、平成16 年5月に完成した。

平成17年4月1日付けで「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」が施行されたことにより、北海道大学の環境方針及び環境への配慮を実施する体制等を定め、全学的に環境への配慮のために取り組み、日常生活の中から継続的に活動を行うように全学に通知した。

また、本学が特定事業者として環境に配慮した事業活動や取組をまとめた「環境報告書」を平成18年度から公表した。

2. キャンパス・マスタープランの再検討

平成8年(1996年)に「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」を策定した後の財政状況や社会情勢の変化、教育研究の新たな進展による施設需要等に応えるために、その適切な見直し、ならびに新たな視点(持続可能な発展、学術的な革新を支える環境づくり、卓越した学術研究の基盤整備、施設・環境マネジメント)によるプロセス等、課題とされていることを検討する必要が出てきた。このため、平成17・18年度において、キャンパス・マスタープラン検討部会で緑地計画・構内交通計画等を含めた総合的な検討を行い、「キャンパス・マスタープラン2006」としてまとめた。

3. 耐震改修への取り組み

本学が保有する施設のうち、特にIs値0.4以下の耐震性が著しく低い建物の解消を図るため、耐震化とあわせた老朽化対策工事を経済学部研究棟(平成17年度)、法学部研究棟(平成18年度)で実施した。また、平成18年度に本学のすべての教育・研究施設の耐震診断を終えた結果、全施設面積の約30%にあたる24万9千㎡が耐震

化工事の対象となった。今後も継続的に実施することとしている。

4. アスベストの除去

昭和63年頃より改修工事等で徐々に除去してきたが、平成18年度には「石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」という新基準のもとに、露出している吹付けアスベスト及び含有アスベスト吹付け材の除去等の対策工事を実施し、平成19年3月までに1施設を除き対策工事を完了した。

【平成19事業年度】

1. 施設整備の新たな手法

本学の北キャンパス敷地内に、定期借地権(事業用)を利用した民間製薬会社による創薬基盤技術研究棟(R5 2,790㎡)が竣工し、平成20年4月に運用を開始する。その他、産学官連携施設として、中小企業基盤整備機構が発注したインキュベーション施設(R3 1,915㎡)の工事に着手した。

病院ESCO事業については、最優秀提案事業者による詳細調査、補助申請を経て、平成19年8月に契約締結、省エネルギー改修工事を平成20年3月までに完了し、同年4月からのESCOサービス開始を予定している。

また、老朽化した留学生会館を整備するため、土地の処分と寄附により、新しく 桑園国際交流会館(R 5 1,191㎡・47戸)を整備した。

2. 耐震改修への取り組み

老朽化対策とあわせた耐震化工事を進め、平成19年度には文学研究科、医学研究科(東北棟、北棟)、工学研究科(PQR棟)、低温科学研究所、情報基盤センター(南館)、附属図書館北分館、クラーク会館で実施した。今後も継続的に実施することとしている。

2. 共通事項に係る取組状況

1. 施設マネジメント等が適切に行われているか。

【平成16~18事業年度】

① 施設マネジメント実施体制及び活動状況

平成16年度に決定した「施設マネジメントの基本方針」に基づき、平成17年度に設置した施設マネジメント部会において、病院ESCO事業や民間企業による研究実験施設整備など、施設等の効率的管理と戦略的活用を図るために必要な方策を検討した。

病院ESCO事業については、最優秀提案事業者による詳細調査を実施した。 また、施設整備については、多様な財源確保について検討し、平成19年度から理 学研究院において専用スペースの課金制を導入することとした。 ② キャンパス・マスタープラン等の策定状況

本学においては、平成8年に「北海道大学キャンパス・マスタープラン96」を 策定したが、それ以降の財政状況や社会情勢の変化、教育研究の新たな進展によ る施設需要等に応えるために見直しを行い、キャンパス・マスタープラン検討部 会においてキャンパス全体の緑地計画・構内交通計画等を含めて総合的な検討を 行い、「キャンパス・マスタープラン2006(案)」をまとめた。

③ 施設・設備の有効活用の取組状況

施設が有効に活用されるように、平成16年度に構築した施設情報管理システムを稼働させ、施設利用者が部屋の利用状況を入力した。これにより施設利用状況をほぼ100%把握した。

④ 施設維持管理の計画的実施状況

既存施設を長期にわたり良好に維持するため、全学的な建物簡易調査診断 (178 棟延べ601千㎡) を実施した。これにより必要な修繕・改修について計画的に実施することとした。

- ⑤ 省エネルギー対策等の推准
 - ・ 省エネルギーの啓発を図るため、エネルギーマップを作成し、原単位(燃料等使用量÷建物延べ床面積)による各学部エネルギー別年別使用量データを掲載した。
 - ・ 省エネルギーに関する中長期計画に基づき、省エネ機器を導入するなどの取り組みを行った。
 - ・ 工学部において夏季休暇一斉取得による省エネルギー効果を検証し、約18%の電気使用量削減を確認した。
 - ・ 環境科学院では(財)省エネルギーセンターによる省エネルギー診断を実施した。

【平成19事業年度】

① 施設マネジメント実施体制及び活動状況

施設マネジメント部会において、新たな整備手法の検討を引き続き行い、本学の北キャンパス敷地内に、定期借地権(事業用)を利用した民間製薬会社による 創薬基盤技術研究棟(R5 2,790㎡)が竣工し、平成20年4月に運用を開始する。

その他,産学官連携施設として、中小企業基盤整備機構が発注したインキュベーション施設(R3 1,915㎡)の工事に着手した。

病院ESCO事業については、最優秀提案事業者による詳細調査、補助申請を経て、平成19年8月に契約締結、省エネルギー改修工事を平成20年3月までに完了し、同年4月からのESCOサービス開始を予定している。

また、老朽化した留学生会館を整備するため、土地の処分と寄附により、新しく桑園国際交流会館(R5 1,191㎡・47戸)を整備した。

② キャンパス・マスタープラン等の策定状況

キャンパス・マスタープランについては、平成18年度にとりまとめた「キャンパス・マスタープラン2006」を役員会等の了承を得て平成19年9月に公表した。

③ 施設・設備の有効活用の取組状況

施設・設備の有効活用の観点から教育・研究内容に応じた施設の利用状況を検証するため施設マネジメント部会のメンバーによる施設有効活用実態調査を実施した。

④ 施設維持管理の計画的実施状況

平成18年度に実施した建物簡易調査診断のデータの見直しを行い、耐震診断結果を考慮して文学研究科研究棟、医学研究科東北研究棟・北研究棟、低温科学研究所研究棟、情報基盤センター南館、クラーク会館、附属図書館北分館、工学研究科PQR棟の耐震改修工事を実施した。

- ⑤ 省エネルギー対策等の推進
- ・ 工学部では昨年度に引き続き、8月13~15日の3日間において夏季休暇一斉取得による省エネ活動を実施し、平成17年度と比較して電気使用量では約14%、水道では約50%の削減となった。
- ・ 昨年度に引き続き、(財)省エネルギーセンターによる省エネルギー診断をメディア・コミュニケーション研究院で実施し、熱搬送設備では「熱搬送設備の運転管理」、証明設備では「省エネ機器の導入」について所見を受けた。
- ・ 本部ボイラー室ではボイラーの高効率運転マニュアル作成のため、実際のボイラー運転管理業務の実務期間を利用し、各暖房系統の供給蒸気量の平準化とボイラー運転台数の関係において最適ポイントを把握する取組を行った。この結果に基づき、高効率運転マニュアルを作成し、より省エネ効果の高い運転を行った。
- ・ 6~9月まで期間を定めて「クールビズ」を実施し、ポスターにより周知を図った。その結果、建物床面積あたりのエネルギー消費量は、昨年度の同時期と比較して約1%減少した。

2. 危機管理への対応策が適切にとられているか 【平成16~18事業年度】

- ① 危機管理態勢の整備状況
- ・ 危機管理担当の理事(副学長)を置き,有事の際の速やかな連絡体制を定め, 必要な措置を講じた。
- ・ 安全・防災の面では、全学委員会である「安全衛生委員会」が災害・事故等に 関するマニュアルとして「安全の手引き」を作成した。加えて、各部局等におい ても、それぞれの実情に応じて海外渡航時の安全の心得などを含めたマニュアル を作成し、あわせて所属教職員・学生に周知を図った。

また、放射線や病原菌、化学薬品等の危険物等の取扱については、それぞれに係る法令を踏まえ、関係の専門委員会等が作成したマニュアルがあるほか、大規模な災害等が発生した際には、「北海道大学災害対策要領」により、速やかに災害対策本部を設置し、その対応に当たることとした。

・ 通常の危機管理体制については、緊急連絡網により速やかに情報伝達を行うほか、大規模災害等が発生した場合を想定し、札幌キャンパスに安全確保のための緊急避難場所3ヶ所を指定した。また、平成17年度にとりまとめた札幌キャンパス防災マップ(避難場所・ゲートマップ等)をホームページで公表して学内に周知するとともに、AED(自動体外式除細動器)の設置場所マップを追加した。

- 加えて、同地区の教職員・学生等に対しては、有事の際の安否確認に供するため 「災害発生時の安否確認形態カード」を作成し、全員に配付した。
- ・ さらに、海外における事件や事故等にできる限り対応するため、有事の際には、 関係地域に渡航中の教職員・学生等の安否を速やかに確認するとともに、ホームページに必要な情報を掲載し、海外からのアクセスに対しても情報提供を行うこととした。
- ② 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

(1) 体制の強化

- ・ 平成18年10月に、学術国際部研究協力課に研究費の不正使用防止等について 専門的に対応する人員2名を配置した。
- ・ 平成18年9月に科学研究費補助金に関する教員及び事務職員に対する学内説明会を開催し、不正使用等の防止、使用ルールについて周知した。
- ・ 会計事務職員を対象とした会計事務研修(平成18年10月)において、公的研究費の管理体制等について文部科学省の講師を招き講義を実施した。

(2)調達関連手続きの見直し

- ・ 取引先の管理を徹底することによる不正防止を図るため、教員発注については、本学と「取引基本契約」を取り交わした業者に限定することを検討し、平成19年4月から実施することとした。
- ・ 架空取引等の不正防止策として、納品書と納品物品の現物照合を第三者が行う「納品受付センター」を設置することについて検討し、平成19年4月の設置に向け準備を行った。
- ・ 謝金業務の事実関係を確認しカラ謝金等の防止を図るため、謝金の支給業務 を事務局(財務部経理課)で一元的に行うとともに、業務内容の事前届出制を 導入することについて検討し、平成19年4月実施に向け準備を行った。
- ・ 旅費の支出に際し、航空機搭乗の事実確認を徹底し不正防止を図るため、旅費システムを使用せず航空券を購入した旅行者に対して搭乗半券提出を義務付けることを検討し、平成19年4月から実施することとした。

【平成19事業年度】

- - 引き続き、危機管理担当の理事(副学長)の下、「北海道大学災害対策要領」等に基づき、有事の際の速やかな連絡体制を定め、必要な措置を講じた。
- ② 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況
 - (1) 不正使用防止のための体制整備
 - ・ 不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関する必要事項を定めた「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」を平成19年7月に制定した。また、平成19年8月に不正使用に関する申立てを受け付ける窓口を学外の法律事務所に設置した。
 - ・ 平成19年9月から、研究費に関する事務相談窓口を本学ホームページ上で 公開した。
 - ・ 平成19年9月に科学研究費補助金に関する教員及び事務職員に対する学内説

- 明会を開催し、不正使用等の防止、使用ルールについて周知した。
- ・ 事務職員を対象とした会計事務研修(平成19年11月)において、研究費の不 正経理・内部統制の構築及び補助金適正化法について講義を実施した。
- (2) 会計ルール及び調達関連手続きの変更
- ・ 平成19年4月に会計規則等を改正するとともに、新たに作成した会計業務実施基準(会計業務マニュアル)を公開し、会計ルールの明確化、標準化を図った。
- ・ 教員発注については、本学と「取引基本契約」を取り交わした業者に限定するとともに、納品書と納品物品の現物照合を第三者が行う「納品受付センター」を平成19年4月に設置した。
- ・ 謝金の支給業務を事務局(財務部経理課)で一元的に行うとともに、事前届出制を導入することとし、平成19年4月から実施した。
- ・ 旅費の支出に際し、旅費システムを使用せず航空券を購入した旅行者に対して航空機の搭乗半券提出を義務付け、平成19年4月から実施した。

(3)研究費の監査

・ 科学研究費補助金に関する監査について、より実効性を高めるために監査法 人に業務委託し、平成19年10月に外部監査として実施した。

(4) 不正防止計画について

- ・ 平成19年10月以降,監査法人との間で研究費管理体制構築に関する論点整理 及びアドバイス業務に係る契約を締結し,下記により不正防止に関する対応策 の検討を進めた。
- ・ 平成19年11~12月に、不正発生要因の把握の一環として、各部局等の教員、 事務職員との面談によるヒアリング調査を実施した。また、平成20年1月~2 月には、研究費全般に関する管理、執行の実態、意識調査を目的とした教職員 向けアンケートを実施した。

このヒアリング及びアンケートの結果等をもとにリスク整理を行い,不正防 止計画の策定作業を行っている。